

第九管区海上保安本部公示第18号

水路業務法（昭和25年法律102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和2年2月18日

第九管区海上保安本部長

廣川 隆



氷見漁港の水路測量

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

名称 富山県高岡土木センター氷見土木事務所  
住所 富山県氷見市朝日丘9-24

2 水路測量を実施する区域及び期間

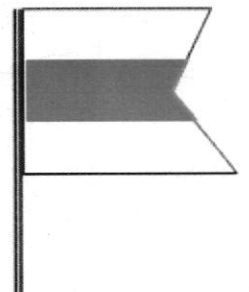
区域 氷見漁港（付図に示すとおり）  
期間 令和2年3月2日から令和2年3月19日までのうち1日間

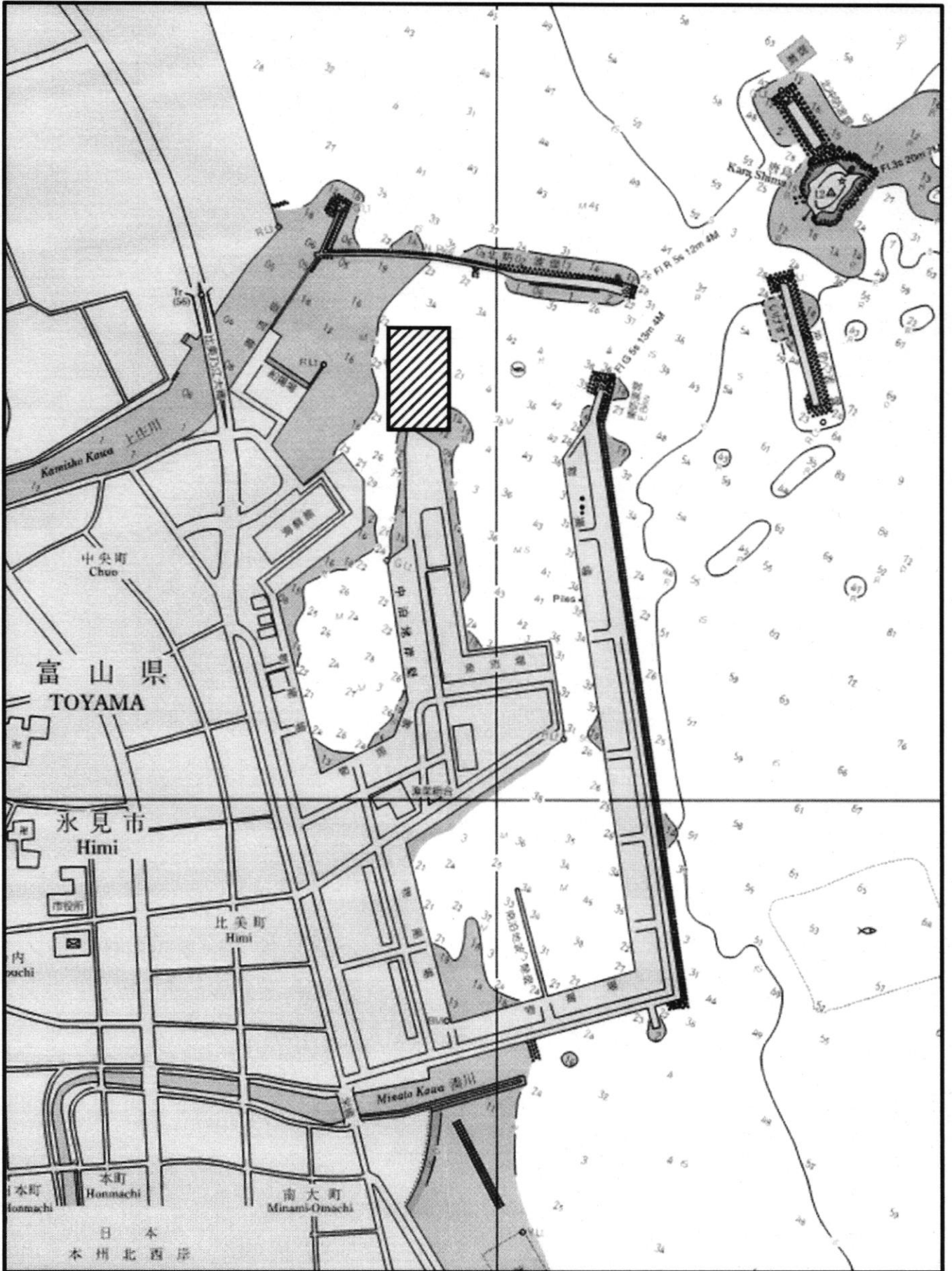
3 水路測量の実施方法

G N S Sにより測位し、音響測深機による測深を行う

4 航行船舶に対する安全措置

- イ 作業船は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める白紅白の標識を掲げる。
- ロ 九管区水路通報により周知する。





 測量区域